

動物実験審査申請書

平成19年1月15日

動物実験審査等委員会委員長 殿

申請者（試験委託者）

所属 神戸先端医療機器開発

職名 第一開発部部长

氏名 神戸 太郎 印

連絡先 078-650-1234 (内 5678)

tarou@kobe.ne.jp

<p>1. 表 題</p> <p style="text-align: center; color: red;">腹腔鏡を用いた胆嚢摘出術のトレーニング</p>			
2. 動物	種 ミニブタ	系統 クラウン	頭 数 5 匹
3. 実験期間	承認日 ~ 平成19年 2月 2日		
4. 特別な実験・手術（例えば、無麻酔で行う手術等）について	① 実施する	② 実施しない	
<p>（実施する場合には、その理由を記入し、それが正当なものであることを示すことのできる文献を上げること。）</p>			
5. 薬物、病原体について	① 使用する	② 使用しない	
<p>（使用する場合には、人体・他の生物に対する安全性及び実験後の処理方法等を記入すること。）</p>			

(その2)

6. 動物実験の実施中、終了後の実験動物の取扱いと最終処置（安楽死）について

(1) 実験動物に対する処置（苦痛の除去法、薬剤投与方法、採血法等を詳細に記入すること。）

ケタミン筋注にて鎮静をかけた後、イソフルラン吸入にて全身麻酔をかける。
その後、腹腔鏡下に胆嚢摘出術をおこなう。

(2) 実験終了後の実験動物の処置（保存、貯蔵、焼却等を記入すること。）

実験終了後、麻酔下に安楽死を行なう。
冷凍保存
専門の処理業者にて焼却処分をおこなう。

(3) 最終処置（安楽死）の方法（番号を○で囲む）

1. 過剰麻酔処置（薬剤名)
2. 炭酸ガスによる処置
3. 物理的処置（放血）
4. その他（具体的に)

7. 動物の苦痛レベルの評価（別紙「動物の苦痛に関する判定基準」参照）

(A B C D)

動物の苦痛に関する判定基準

カテゴリーA: 動物に対してほとんど不快感を与えないと思われる実験処置

1. 実験を行うために、動物をつかんで保定すること。
2. あまり有害でない物質の投与あるいは少量採血などの簡単な処置。
3. 深麻酔により意識のない動物を用いた実験で、処置後に不快感を伴わないこと。
4. 短時間(24 時間以内)飼料や水を与えないこと。
5. 適切な処置により動物を安楽死処分すること。

本カテゴリーに属する実験については、承認することに問題はないと考えられる。

カテゴリーB: 動物に対して軽微なストレス、あるいは短時間持続する痛みを伴う実験

1. 麻酔状態で血管を露出させたり、カテーテルを長時間挿入する実験。
2. フロイントのアジュバントを用いた免疫。
3. 麻酔状態における外科的処置で、処置後に軽度の不快感を伴うこと。

本カテゴリーに属する実験については、ストレスや痛みの程度、持続時間によって、様々な配慮が必要となる。

カテゴリーC: 避けることのできない重度のストレスや痛みを伴う実験

1. 麻酔状態における外科的処置で、処置後に著しい不快感を伴うもの。
2. 苦痛を伴う解剖学的あるいは生理学的処置。
3. 苦痛を伴う刺激を与える実験で、動物がその刺激から逃れられない場合。
4. 長時間(数時間以上)にわたって動物の体を保定すること。

・麻酔薬を使用しないで痛みを与えること。

・動物が耐えることができる最大に近い痛みを与えること(動物が激しい苦痛の表情を示す場合)。

本カテゴリーに属する実験を行う場合、研究者は、動物に対する苦痛を最小限にするため、あるいは苦痛を排除するために、実験計画を慎重に検討する必要がある。

カテゴリーD: 麻酔していない意識のある動物を用いて動物が耐えることのできる最大に近い痛み、あるいはそれ以上の痛みを与えるような処置。

・手術する際の保定のために、麻酔薬を使わずに、筋弛緩薬あるいは麻酔性薬剤(サクシニルコリン、クラレ様作用を持つ薬剤)を使うこと。

・麻酔していない動物に重度の火傷や外傷をひきおこすこと。

・避けることのできない重度のストレスを与えること。

・ストリキニーネを用いて殺すこと。

本カテゴリーに属する実験については、それによって得られる結果が重要なものであっても決して行ってはならない。

(本判定基準は神戸大学の動物の苦痛に関する審査基準をもとに作成され、平成18年8月11日に(株)アイビーテック動物実験倫理委員会で採択され、一部修正の上平成18年8月18日から(株)アイビーテック動物実験委員会に継承されている。)